

## 後期高齢者医療制度の対象となる皆さんへ

問い合わせ  
市保険年金医療課 ☎ 43・8128  
または県後期高齢者医療広域連合  
☎ 092・651・3111

※後期高齢者医療制度とは、75歳以上の人と65歳以上の一定の障がいのある人の健康保険です



① 8月と10月の2回  
保険証を送ります

今年も、8月1日(月)と10月1日(土)の2回、保険証を更新します。紫色の保険証は、8月以降は使用できないので注意してください。

### 更新する保険証の概要

発送	有効期間	保険証の色
7月下旬	8月1日(月)～9月30日(金)	水色
9月下旬	10月1日(土)～令和5年7月31日(月)	桃色

② 医療保険料額決定  
通知書を送ります

後期高齢者医療の保険料は、昨年の所得金額と世帯の状況を基に決定し「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬以降に保険証とは別で

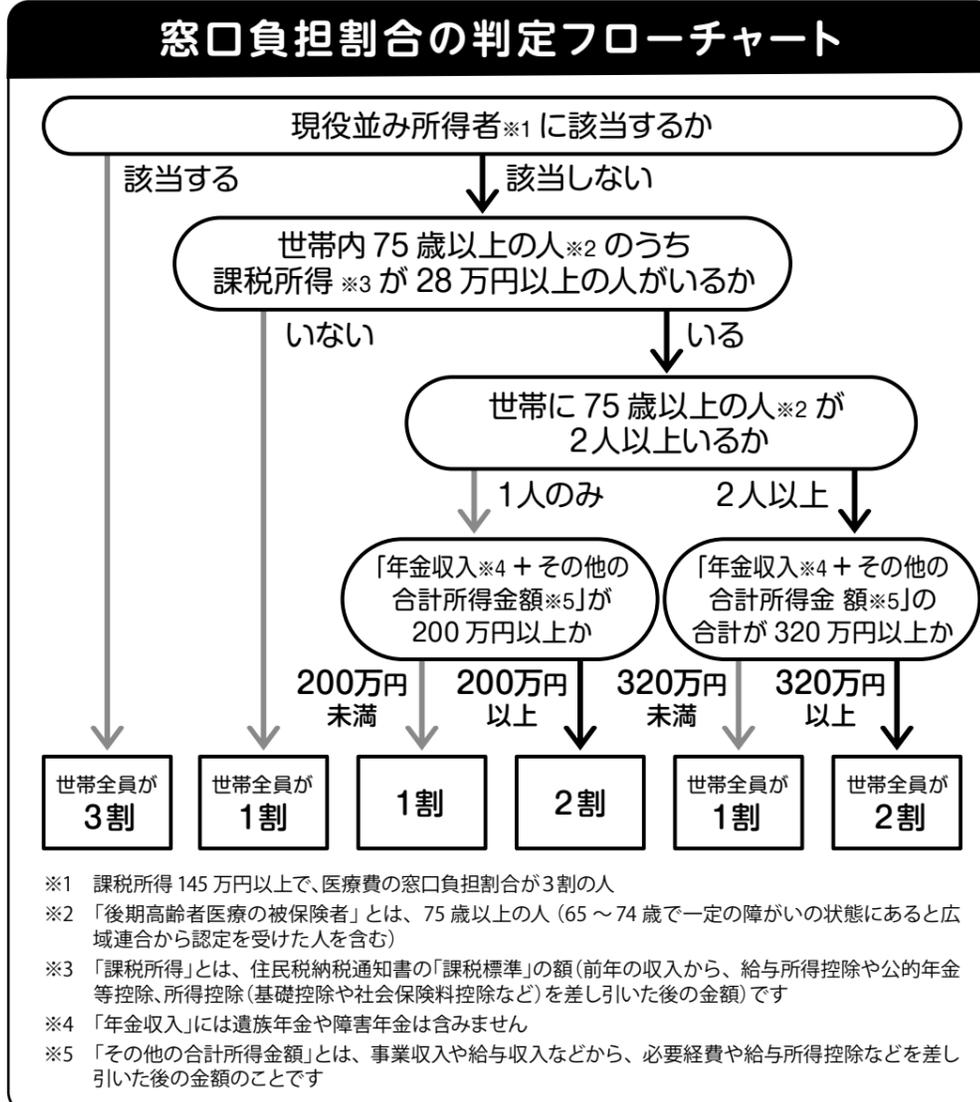
### 令和4・5年度の保険料率

	令和2・3年度	令和4・5年度
均等割額	55,687円	56,435円
所得割率	10.77%	10.54%
賦課限度額	64万円	66万円

④ 一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある後期高齢者医療制度対象者の医療費窓

口負担割合が変わります。窓口負担3割の現役並み所得者を除き、負担割合が2割



令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費の財源のうち約4割は支援金という名称の、子や孫などの現役世代が負担しているもので、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

**窓口負担割合2割の判定基準**  
世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人などの課税所得や年金収入を基に、世帯単位で判定をします。令和3年中の所得を基に、令和4年9月ごろに判定します。

**窓口負担割合が2割となる人への配慮措置**  
令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、窓口負担割合が2割となる人について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を、入院の医療費を除いて3000円までに抑えます。配慮措置の適用で払い戻しとなる人

### 配慮措置が適用される場合の計算方法

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③ - ④)	2,000円

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

③ 限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

オレンジ色の限度額適用認定証や白色の限度額適用・標準負担額減額認定証を持つ人で、8月以降も認定証を発行できる人には、7月下旬に8月から使用できる新しい認定証を送ります。申請は不要で、

### 自己負担限度額(月額)

負担割合	負担区分	限度額認定証発行※2		認定証の色	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
3割	現役並みⅢ 課税所得690万以上	252,600円 [140,100円 ※1] ●医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	×	×	
	現役並みⅡ 課税所得380万以上	167,400円 [93,000円 ※1] ●医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	○	オレンジ	
	現役並みⅠ 課税所得145万以上	80,100円 [44,400円 ※1] ●医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	○	オレンジ	
2割 (令和4年10月からの適用)	一般Ⅱ ※3	18,000円 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円(一般、区分Ⅰ・Ⅱである月の外来の合計の限度額)	×	×	
1割	一般Ⅰ	57,600円 [44,400円 ※1]	×	×	
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	○	白
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	○	白

世帯全員の住民税が非課税で区分Ⅰ以外  
世帯全員の所得が0円(年金80万円以下)である世帯に属する

※1 過去12カ月以内に世帯単位で高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の金額です  
 ※2 限度額認定証発行の欄が「○」の人は、認定証を提示すれば限度額までの負担になります  
 ※3 10月1日から「同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる人で、後述の①または②に該当する人」は、負担割合が2割で負担区分が一般Ⅱになります。①単身世帯で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上 ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上 ※3割負担の人は除きます ※一般Ⅱの人には負担を抑える経過措置があります

は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。また、口座を登録していない人には、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。